

令和6年度 第11回豊能町教育委員会会議（2月定例会）会議録

日 時： 令和7年2月20日（木） 午後2時00分開会

場 所： 豊能町役場 2階 大会議室

出席者：	教育長	板倉 忠
	教育委員	宮崎 純光
	教育委員	坂口 敏子
	教育委員	馬渡 秀徳
	教育委員	小松 郁夫
	教育委員	増田 ゆか
事務局：	こども未来部長	仙波 英太朗
	教育総務課長	池田 拓也
	義務教育課長	峯 亜希子
	こども育成課長	高田 浩史
	生涯学習課長	中谷 匠
	教育総務課主任	横山 悟士

傍聴者： 2名

会議次第

○審議事項

第12号議案 令和7年度豊能町教育基本指針（案）について

第13号議案 豊能町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例改正の件

○各課・室からの報告

【教育長】

会議を始める前に SDGs の報告を義務教育課からしていただくかと思います。

【義務教育課長】

・東能勢中学校の SDGs ジュニアフォーラム出場について

【教育長】

ありがとうございます。

それでは、会議を始めさせていただきます。ただいまの出席委員は 5 名です。過半数に達しておりますので、令和 6 年度第 11 回豊能町教育委員会会議 2 月定例会を開会いたします。会議録署名人を宮崎職務代理にお願いします。

それでは議題に入ります。本日の審議事項は 2 件ございます。初めに第 12 号議案「令和 7 年度豊能町教育基本指針（案）について」でございます。事務局より説明をお願いします。

【義務教育課長】

それでは第 12 号議案「令和 7 年度豊能町教育基本指針（案）について」、提案させていただきます。提案理由は、令和 7 年度における豊能町教育委員会の取組みの方向性を定め、保育所、幼稚園、こども園及び小中学校に周知し、その取組みを推進していくためのものです。

別冊の令和 7 年度豊能町教育基本指針（案）をご覧ください。2 ページ目の「はじめに」につきまして、令和 8 年 4 月の義務教育学校開校まで残り 1 年となりますが、来年度は豊能町保幼小中一貫教育グランドデザインに基づき、令和 8 年 4 月の義務教育学校開校に向け総仕上げを行い、一貫性・継続性・発展性を大切にした未来を拓く教育を目指していきます。

3 ページ目をご覧ください。豊能町保幼小中一貫教育グランドデザインは今年度と同様の内容で継続して進めていきます。確かな学びと豊かな心の育成、グローバル人材の育成、地域とともにある学校づくりを重点政策の一つとして、学校・家庭・地域の協働した取組みを推進していきます。

4 ページ目です。令和 7 年度の重点目標に大きな変更点はありません。

6 ページ以降ですが、指導事項を記載しております。今年度の取組みを総括しまして、課題等につきましては、今年度の目標に追記等を行うとともに、継続して取り組む必要のある目標については変更せずに記載をしております。下線部のある部分が今年度との変更点になります。

それでは、令和 6 年度の教育基本指針より大きく変更のあった箇所を中心に説明をさせていただきます。まず 6 ページ目の 1. 保幼小中一貫教育グランドデザインに基づいた取組み、（1）「保幼小中一貫教育」の推進、目標 5 になります。すでに実施しています「とよの未来科」につきましては、カリキュラムの見直しと内容の精選を行い、教材のデータベース化を進めるとともに、さらに探究的な学習の充実に努めていきます。

続きまして 7 ページ目、目標 15 になります。放課後や休日の子どもたちの居場所づくりの充実の在り方については、「学校運営協議会」と「地域学校協働本部」と連携し検討を進めてまいります。2. 小中学校、保育所及び幼稚園の再編に向けた取組み、（2）公私連携幼保連携型認定こども園開園に向けた取組み、につきましては、目標 19、西地区において吉川保育所とひかり幼稚園を統合し、保護者や町の意見が反映できる公私連携幼保連携型認定こども園の設置準備を進め、令和 11 年 4 月に開園することを目指していきます。（3）保幼小中連携の強化、目標 22 です。保幼小中一貫教育に関する研修会や保育・授業参観等を通して、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」や、小・中学校の教育課程等を共有するなど、教職員の連携に努めていきます。

12 ページをご覧ください。4. 子育て支援・児童虐待防止の取組み、（1）子育て支援について、です。13 ページの目標 52 になります。令和 8 年 4 月に吉川保育所及びふたば園において「こども誰でも通園制度」を開始するにあたり、施設整備と運営体制の構築等必要な準備を行っていきます。（2）留守家庭児童育成室の運営については、目標 57、令和 8 年 4 月の義務教育学校開校に合わせて留守家庭児童育成室の再編を行い、新しい環境の下で適切に施設運営ができるよう必要な準備を行っていきます。

続きまして 14 ページの 5. 小中学校の教育力の充実、についてです。こちらの内容につきま

しては、学力向上推進計画に合わせて変更・追記をしています。目標 64 になります。学びの質を高めるために個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図っていきます。続きまして 15 ページです。(2) 学力向上の取組みの充実、目標 68 ですが、児童・生徒の実態に応じた習熟度別指導及び小学校における専科指導にあたっては、児童生徒の学習達成度を把握し、教科の専門性を生かした質の高い指導の充実を図っていきます。

また、目標 73 ですが、これまでも様々な取組みでの「振り返り」を重視して参りましたが、児童・生徒が学びを自己調整していけるようにすること、また、授業改善にも生かしていくことを追加しています。16 ページの目標 74 で、児童・生徒が学び方を身につけることができるよう、目的に応じて情報手段を適切に活用するなどして、必要な情報を収集・判断・処理し、その結果を評価・改善する力をつけるための授業を展開するように努めていきます。

(3) 外国語(英語)教育の充実につきまして、目標 80 になります。ネイティブスピーカーの音声を聞いたり、やり取りしたりする機会を増やすために、大阪府が作成している「STEPS in OSAKA」などのデジタルコンテンツも積極的に活用していきます。また、目標 83 ですが、児童・生徒が学んだことを活用し、英語を学習することの意義を実感できる機会の創出に努めること。その際は海外からの留学生や研修生などとの交流の活動を工夫していきます。

6. 障害のある子どもの自立支援、につきましては、昨年度大きく変更しておりまして、来年度は変更ございません。

18 ページの 7. 豊かでたくましい人間性のはぐくみ、についてです。20 ページの(4) 不登校、ヤングケアラーやいじめ、暴力行為等への取組みの推進、目標 106 になります。個々の不登校の状況等に応じて、これまで本町では「適応指導教室」を設置していましたが、そちらを「教育支援センター」に変更し、教育支援センターやフリースクール等の民間団体等と連携しながら、児童・生徒に合った支援につなげていきます。また、これらの機関や自宅等での学習の評価を適切に行うようにしていきます。

続きまして 21 ページの目標 109 です。国でいじめ重大事態への対応のガイドラインが出されました。いじめ重大事態については、国のガイドラインをふまえた対応を行っていきます。9. 教職員の資質・能力の向上、についてです。23 ページをご覧ください。(4) 公務員としての自覚の向上(不祥事の防止)の目標 128 です。追加した内容としましては、わいせつな行為に至らなくても、性的な言動や、SNS 等による私的なやり取りを行った場合は、「職員の懲戒に関する条例」に基づき、厳しい処分が行われることがあることを周知していきます。

続きまして 25 ページです。11. 安全で安心な学びの場づくり、(2) 自然災害等に備えた体制の充実・防災教育の取組み、につきましては、南海トラフ地震等の今後の発生が予想される自然災害等に備え、目標 146 になりますが、様々な自然災害等を想定した実践的な避難訓練を地域と連携して行うなどにより、幼児・児童・生徒に自らの命を守り抜くための「主体的に行動する態度」を育成するとともに、自らが支援者となる観点をふまえ、「共助」に関する意識の向上を図ること。子どもたちが自分たちで考えて行動できるように、避難訓練も行っていきます。

それでは最後になりますが、27 ページです。13. 豊能町の文化・歴史・風土を生かした体験活動の推進、につきまして大きく変更しているところはございませんが、30 ページになります。

(6) 図書館の運営について、目標 174 につきましては、誰もが利用できる「バリアフリー図書館」をめざして、障害者や高齢者、母語が日本語でない利用者など、多様な利用者が円滑に図書館を利用できるよう施設、設備、資料、サービスなどの基本的な読書環境の整備・充実に努めていきます。

以上、来年度の豊能町教育基本指針について説明させていただきました。最後には今年度と同様、豊能町教育大綱、豊能町いじめ防止基本方針を追加して、豊能町教育基本指針としてまとめたいと考えています。説明は以上になります。ご審議いただき、ご決定いただきますようお願いいたします。

【こども未来部長】

追加の補足説明をいたします。教育基本指針の 7 ページから 8 ページ、目標 19 をご覧ください。西地区において、吉川保育所とひかり幼稚園を統合し、保護者や町の意見が反映できる公私連携幼保連携型認定こども園の設置準備を進め、変更点として令和 11 年 4 月に開園することとしております。これにつきましては、令和 4 年 7 月に総合教育会議を開催し、今の吉川保育所

とひかり幼稚園を統合し、民間法人の設置による認定こども園を設置する方向で進めておりました。その際、スケジュールにつきましては、令和9年4月に新しい認定こども園を開園すると確認をしたところです。

この想定スケジュールで作業を進めていったところですが、子ども・子育て審議会の提言をふまえて、西地区の義務教育学校、現在の吉川中学校の場所に隣接するという形で検討を進めておりました。しかし、その用地がふれあい広場から豊寿荘の間にあり、公共施設の再編が進むということで、その再編の中の全体として認定こども園の場所を考えなければならなかったこと、運営法人へのヒアリングを進めていましたが、それに対する課題の整理等に想定以上の期間を要したこともあわせて、令和9年4月の開園が難しいという判断に至ったところです。

今後の予定ですが、現在、令和7年度中に基本計画、これは認定こども園を公募する際の資料の基本の計画になるということです。それを策定した上で、令和7年度中には、運営法人の選定委員会を立ち上げて、令和8年1月ごろに公募を開始したいと考えております。その上で、令和9年度と令和10年度に実施設計と整備工事を行い、令和11年4月の開園の想定で現在進めたいと考えているところでございます。基本方針については現在策定中で、この教育委員会会議の場でも改めてお示しをした上で、その基本方針についてご審議をお願いしたいと考えております。保護者の方を始め、住民の皆様につきましては、スケジュールの遅れにより大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解のほどお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

【教育長】

ただいま説明のありました豊能町教育基本指針ですが、ご意見、ご感想等あればお願いいたします。

【委員】

2点質問したいです。細かい話になりますが、26ページの目標154には緊急対応者名簿の作成とありますが、これはアレルギーを持っている児童・生徒の緊急対応の名簿だと思います。この名簿ですが、学校のどこに保管されていますでしょうか。

【義務教育課長】

保護者に作成をいただいて、教育委員会にも提出いただいております。学校にも合わせて複写で保管されています。

【委員】

学校のどこに保管されているのでしょうか。

【義務教育課長】

養護教諭が管理をしているかと思います。

【委員】

おそらくそうだと思います。ただ、本当に緊急対応をするケースが出てくるともありますし、養護教諭がたまたまいらっしゃらないケースがあるかもしれません。もし児童がアナフィラキシーショックを起こしたときには、その子の情報がすぐ出てこないと困りますので、どの教職員もわかる場所に置いていただきたいです。

それを先生方の間で情報共有を徹底していただきたいと思いますので、目標150に関して補足のお願いをさせていただきました。

【義務教育課長】

ご意見ありがとうございます。一度学校に確認をいたしまして、状況につきましては今度の教育委員会会議でご報告させていただきます。

【委員】

もう一つの質問ですが、児童虐待の件で14ページの目標59です。「児童虐待を発見した場合は管理職を通じて速やかに児童虐待相談窓口や子ども家庭センターに通告を行うとともに」とあります。確かに明らかな虐待のケースでは、そういった対応が必要かもしれませんが、実際、虐待かどうかグレーゾーンの事例が結構多いと思います。そうすると目標59だけだと、グレーゾーンで虐待なのかどうかというケースの場合にはどのような対応したらいいのかなと思いましたので質問させていただきました。

【こども育成課長】

いま委員におっしゃっていただいたような、明らかな虐待かどうかわからない、例えば心配情報等でありましても、町で専門官を配置しておりますので、そちらに情報をいただければ情報を共有して必要な対策をとっていきます。

【委員】

専門官に相談するかどうかすごくハードルが高い可能性があるのですが、ある程度そこまでいなくても、学校の管理職とその担当教員が相談していくといったような目標があってもいいかと思いました。制度があるのは大事ですが、やはりその手前の状態というのが結構多いと思います。その時に担当の教員と管理職である程度話し合っていこうというところが、この目標だけでは見えてこないもので、少し何かあってもいいのではないかと個人的には思いました。

【義務教育課長】

少し心配があった時点で、学校園所には遠慮なくまず一報いただくようお願いはしているところであります。その点につきましては、少し気になった時点で情報をいただいている状況であるかと思っております。

【教育長】

学校では疑わしいことがあった場合には通告するべき義務があると法律になっておりまして、心配な時には、取り急ぎ通告しなさいと言われてしています。この通告が少し遅れたことによって色々な悲しい事案があったという反省からだと思います。相談事項であったり、学校の見守り体制の指示があったりとかで動いていくのかと思いますが、学校が何をどう対応すればいいか、丁寧な書き方をしてあげれば良いかと思います。

【委員】

13, 14 ページにわたって(3)児童虐待防止の取組みについて、からこの囲みの中に書いてること、それから目標の58、59、60のトータルでしっかりと運営できれば、私は今の問題はある程度解決できるのではないかと思います。58、59、60と分けて書いてありますけれども、これをまとめてしっかりと読み取れば、囲みの中の部分も含めて徹底されると今の懸念はある程度解消できるのではないかと思いますかどうか。

【教育長】

それではそのように検討いただくということで、お願いいたします。

【委員】

非常に具体的な取組みのことが書かれていてわかりやすくいいかなと思いました。2つ感想ですが、一つ目は13ページの目標57にあります留守家庭児童育成室の運営についてです。1年生から6年生までの児童の中で、支援を要するお子さんが希望されることも少なからずいてありますし、色々な課題があって支援員さんの困り感というのが結構あると思います。支援員さんが不足しているという現状がある中で、学校との連携も含めて色々なご相談事があると思います。保護者の希望とのギャップも実際に私が現場にいた時にもありましたので、ぜひ教育委員会の事務局としても相談に乗っていただいて、良いように再編されたいかなと思っております。

もう1点、これは線が引かれていませんが、6ページのグローバル人材の育成のところのキャリアパスポートですが、色々なところでお話を聞いていると形骸化していて、教員も生徒たちも書くことが負担になっているような市町村もある中、決められたものを書いていかなければならないことがあると聞いています。ぜひ、小規模の自治体なので、高校に入った時にうまくその子たちの良さが伝わっていくような、学習評価のポートフォリオとしても生かせるようなキャリアパスポートを色々と検討いただきたいと思います。

【義務教育課長】

2点目にご意見いただきましたキャリアパスポートにつきましては、小学校1年生から中学校3年生までファイルにしっかり綴じ込めるように統一したものを用意しております。内容につきましても、統一したものとそれ以外のものを学校独自で用意ができるように5枚以内で1年間収めて積み重ねていけるように、町内では統一して進めているところです。やることが目的にならないよう、しっかり意味を果たせるように先生方とも協議をしながら進めていきたいと思っています。

【こども育成課長】

留守家庭育成室の現状について、委員がおっしゃっていただいたような課題等は認識しております。支援・配慮が必要と思われるお子さんも入室していただいています。今のところ学校とも連携しつつ、どういった対応が望ましいかということも情報交換しながら、支援員もまた必要な研修を受けて、各育成室でも情報共有しながら進めております。次は一つになりますので、人数が増えるということで更に課題が大きくなることの想定はしております。これから1年間をかけて適切な対応ができるよう努めて参りたいと思います。

【委員】

説明ありがとうございます。一つお聞きしたいことがありますけども13ページの目標52にあります、「こども誰でも通園制度」とは具体的にどういった制度でしょうか。

【高田こども育成課長】

「こども誰でも通園制度」でございますが、令和8年4月から全国統一で始まる子ども・子育ての支援の制度となります。現在、保育所に入る保護者の就労要件やその他の要件がなければ、保育を受けることができないのですが、保育の要件がなくても0歳6ヶ月から3歳未満の未就園の子どもたちが、月当たり上限10時間ですけれども利用することができるという制度でございます。

【教育長】

この制度のねらいは何でしょうか。

【こども育成課長】

ねらいは大きく2点ございまして、一つ目は子どもの視点に立ったときに、この時期にどうしても他の子さんとの接点がないご家庭がございまして、そういうところに出向かないと家庭内だけで育てていくことになります。保育の要件がなくても他のお子さんと触れ合う機会を設けるということが一つです。

二つ目の視点は保護者支援でございまして、どうしても核家族化が進んでいると子育てに対する悩みの話をする場がなく、解決策がないということになります。困り感があるご家庭が増えている中、子どもたちが通うことによって、併せて保護者の方も子育てに関わる職員と繋がる、あるいは近所の保護者の方と繋がるという所が大きな目標の一つかと思っております。

【教育長】

園所で話をしていると、10時間でどういったことができるのかという話があがります。1か月が4週あるとすると、2.5時間を週1回、午前中ちょっと見たら終わりなので、そこでどういうつながりができるのか、もう少し多く来ることはできないのか、私たちとしては10時間では

なくて 20 時間にしてくれないかと思っております。国でも議論をされていると思いますが、今は 10 時間になっています。この 10 時間は義務化ですよ。

【こども育成課長】

実は、10 時間が令和 8 年 4 月から全国統一で必ずしないといけないということはございません。体制が確保できない場合には、一部時間を減らすということも可能になっています。ただ、それは経過措置であります。10 時間を超える分を町独自の制度とするのは構わないですけども、国の基準としては 10 時間ということになっております。

【委員】

星印がついているのが主に教育委員会事務局が取り組むものとなっています。目標 51 には星印がついていませんが、「家庭教育に関する学習の機会を持ち、親子の絆や子どもの大切さへの理解を深める体験交流活動の取組みを推進すること。」とあります。家庭教育は、今の時代とても大切だと私は思っています。

学校では PTA がありますが、P と T が同じ方向を向いているということがすごく大事だと思っています。T から P に教えていくような形ではなく、一緒の場で学び、後々それについて P と T が話もできるという状況が、お互いを良く理解し合って良い方向に進めるのではないかと思います。教育委員会でそのような場を設定していただいて、学校と保護者が一緒に学べるような会などを考えていただけたらと思います。

もう一つ、目標 80 と 83 についてです。「ネイティブスピーカーとのコミュニケーションを行う場として工夫すること。」ということを書いて下さっています。現場の中学生と話をした時に、英語のリスニングテストは何を言っているか聞き取りにくいですが、ALT の先生との会話では話したい内容が既に頭の中にあるのでよくわかるといったことがあるようです。また、話すことによってとてもわくわくして楽しいと言っている子どもたちがいます。

ネイティブスピーカーとのコミュニケーションの場はいいと思いますが、学校にいて下さる ALT の先生が日常的に子どもたちと日頃の話をすることが英語を楽しくさせる一つの方法ではないかと思います。教育委員会から ALT の先生たちに研修的なものをしていただけたらと思います。

最後に目標 94 のところで、これは言葉のことになるのですが、方針を明確に示すとともに道徳推進「教師」とありますが、他の所では「教員」となっているので「教師」という言葉で良かったのでしょうか。

【義務教育課長】

ご意見ありがとうございます。目標 83 の ALT の先生のご指導のことについてですが、本町では ALT の先生が 3 名いておりまして、定期的に担当者が学校を訪問して、英語の先生の授業を見ながら ALT とも面談をして、助言をしているということがございます。また、目標 94 の道徳推進教師につきましては、この文言となっているためこの形で表記しております。

【委員】

目標 83 のネイティブスピーカーというのは英語で、英国人やアメリカ人を想定されてということでしょうか。

【義務教育課長】

現在は大阪大学の留学生にお越しいたいて子どもたちと交流する、或いはオイスカの研修生に来ていただいて交流を行っています。

【教育長】

英国人ではなく母語が英語の外国人ということですね。

【委員】

英語のリスニングという点では、母語が英語の人に来ていただくことが一番いいと思います。

ただ、母語が英語でなくてもアジアやアフリカの人で、英語でコミュニケーションをされる方もいます。少し変な英語になってしまうかもしれませんが、英語を使って他の国の人とコミュニケーションができるということを子どもが実感できれば、学習のモチベーションになると思います。ネイティブに固定してしまうと、英国人やアメリカ人に限られてしまうので、ここはもうちょっと広くとらえていただいて、対象もネイティブに限らなくてもいいのではないかと、坂口委員のお話を聞いて思いました。

【義務教育課長】

申し訳ございません、訂正いたします。大阪大学の留学生の方が、母語が英語ではない留学生の方も、町内にお越しいただいております。

【教育長】

現在来ている ALT の方はどこの国から来られているのでしょうか。

【義務教育課長】

確かな情報ではなく申し訳ございませんが、アメリカ、オーストラリアや先日までいらっしゃった方はフィリピンの方でした。

【教育長】

私が知っているのでは、韓国系カナダ人やマレーシア系のアメリカ人といった方もいます。

【委員】

今のことについては、私はあまり厳密に考えても仕方がないなと思います。例えばイギリス人と称して、私の経験で言うとロンドンにいる、いわゆるコックニーと言われている人の英語は、はっきり言って私は学ばない方がいいのではないかとという英語を話します。国籍とか母語かどうかということよりは、その人自身の英語の能力がしっかりしているかどうかは私は大事だと思います。

もう一つは、日本では国語と称して、言語としては日本語を国語と、国の言語にしていますけれど、そうでなく、複数言語を共通言語として使っている国はあります。日本はあたかも、日本語＝国語としてきましたが、歴史的に言うと、例えばアイヌの言葉とかある意味で抹殺してきた歴史があります。私自身は、本当は国語という言葉を使いたくなく、本当は教科としては日本語とした方が、言語学的には正しいと思います。

そういう点で言うと、ネイティブスピーカーというのは一般的な言い方です。本人自身の英語指導能力がしっかりとあるかどうかを見極めて、できれば何か資格を持っている方がいいかと思います。私の経験で、例えばアメリカでも西海岸の人の英語と東海岸の人の英語は全然違いますし、イギリスでもスコットランドに行ったら本当にわかりません。

多分皆さんは、峯課長や私のように東北弁をしゃべられたら、わかりにくいところあるのではないかと思います。或いは鹿児島に行った時に本当に半分もわからない、これは日本語かと思うようなことがあったりします。

日本の英語教育ではどちらかというところの頃、アメリカの西海岸英語に近いことの方が重視されているような発音が多くて、私は個人的には非常に苦手です。むしろ、アメリカでいうとワシントンやボストンといった東海岸の方が、私はわかりやすいです。その点では、普通に読んでいただけるような言い方でいいのではないかと思います。

【教育長】

おっしゃる通りで、最近フィリピンの人気があるそうです。なぜかという、発音がわかりやすいからだそうです。アメリカから来る英語のネイティブの方よりも、フィリピンで話されている英語の方が日本ではわかりやすいそうです。

豊能町は JET という国のシステムの試験を通して、その成績で合格ラインに達した人が、ALT として来ていただいています。ある程度レベルをもって、自分の国でも少し教えたことがあるといった経験者が来てくれていたりします。みなさん優秀な ALT かと思っています。

【委員】

基本的に教育基本指針としてしっかり書かれていると思います。第1の心配は目標が176もあると、これを理解して皆さんがそれを身につけて実際にやって下さるのかということが大変心配です。

1つ目のリクエストはぜひ、まずは学校の先生方にしっかりと理解していただいて、毎日の実践をして欲しいと思います。合わせて、保護者の方或いは町民全体に対して、豊能町としては、教育についてこういう考え方で具体的に目標として設定していますということを、ぜひPRや周知徹底をしていただきたいというのが一つです。

もう一つは、非常に本質的な問題で私も悩むところですが、一方で、子どもの教育に関しては保護者が第一義的な責任者として法律で規定されています。そういう点では町として、行政としての責任の問題と、保護者に対して保護者としての、つまり人の親としての、或いは保護する大人としてのあり方の問題です。その辺のバランスが非常にこの指針を読むときに難しい問題となります。

言い換えれば、社会のあり方として自助・共助・公助という言葉がありましたけれども、教育についても、この3つのバランスをどうするのかをしっかりと今後政策を進める上で非常に大事になってくると思います。

3つ目はそのことと関連して、特に大きな課題である教員の働き方改革という点です。176もある目標を、全部学校や先生方に担っていただくという形になっていくと、これは働き方改革と私は矛盾すると思うので、2つ目に申し上げたように、あくまで学校自身としての、教育公務員としての学校の責任と権限のあり方と、それを子どもの立場に立って、誰がどういう形で保障していくべきかということについては、常に私は、これは幅の広い色々な議論があることだと思います。

ただ、現実には色々なご家庭や色々な事情が確かにあります。虐待の問題に関して言うと、場合によってはプライバシーに対して積極的に関わっていかないと、子ども自身の生存権が守れないということにもなると思います。その辺の実実は非常にデリケートなことが176の中に書かれていますので、その辺については、最初に申し上げたように、直接、日常的に中心になって担っていただいている先生方にしっかりと考えてもらおうと同時に、やはり保護者、或いは地域、町自身が学校に期待をしていくというのは、私はやはり少し慎重であるべきだと考えます。

この取り扱い、具体的な運用については、今申し上げたようなある意味では矛盾するかもしれない政策を進めていかないといけませんので、町民全体で、豊能町で育つ子どもたちの望ましいあり方について常に試行錯誤しながらやっていかないといけないものだと思います。

来年度に合わせて、非常に丁寧にかつ具体的に、また国の政策等についても配慮しながら書かれていると思います。私はこれでいいと思いますので、ぜひ来年度以降、私たち教育委員もこれに基づいて、委員会での議論が進むようにしていければいいかと私自身は思って読ませていただきました。以上です。

【教育長】

この基本方針は、先生方にこういった方法で知らせていただけるのでしょうか。

【義務教育課長】

こちらにつきましては、校長会で説明させていただきまして、この後、先生方に学校で配布していただくような形で考えております。

【教育長】

昨年度の4月当初か5月に、教員の全体研修会をしました。その時に、全部ではないですが、支援教育について詳しく説明していた先生方の感想がとても良かったです。今までこういったことがなかったので良かったそうです。

これの具体的な話をもっともっと下ろしていくと、先生たちのやる気も出るといえますので、先生方と共に理解していき、やっていけたらと思います。重点項目といったことの発信ができたらと思います。

【委員】

これは学校の先生に配布するということですね。豊能町での非常に大事な指針だと思いますが、学校の先生以外、例えば地域のご家庭の方とか、そういった方に読んでいただく機会がありますでしょうか。

【義務教育課長】

先生方にはこれまでも冊子を配布しております。今年度につきましては、学校運営協議会の委員の方にも配布して周知をしております。今後につきましては、ご意見をいただきましたので、また町のホームページに公表していくことも検討していきたいと思います。ご意見ありがとうございます。

【教育長】

よろしいでしょうか。本日色々なご意見をいただきましたので、もう一度再編集して3月会議で提案いただき、そこで承認という形をとりたいと思います。それでは継続審議ということにさせていただきます。

続きまして第13号議案「豊能町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例改正の件」でございます。事務局より説明をお願いします。

【こども育成課長】

それでは、第13号議案「豊能町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例改正の件」につきましてご説明いたします。議案書、改正案文、新旧対照表及び概要説明書に沿ってご説明いたします。まず、4枚目の概要説明書をご覧ください。改正の理由につきましては、国が定める「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の改正に伴い、所要の改正を行うものです。なお、本町におきましては、国の基準制定に基づき、平成26年にこの条例を制定しましたが、現在のところ、町内には本条例の対象となる事業所はございません。

また、児童福祉法の規定により、市町村は家庭的保育事業等の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない、今回の改正内容については、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとされています。従いまして、当該条例について省令と同様の改正を行うものです。

続いて、条例の改正概要についてご説明いたします。改正の内容は、条例第17条（食事の提供の特例）の規定において、食事の提供に対する必要な配慮を行うものとして、栄養士の配置を求めている部分について、管理栄養士を追加するものです。

この改正の背景についてご説明します。「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」によりまして、栄養士法が改正され、これまで管理栄養士国家試験は栄養士の免許を受けたものでなければ受験できなかったところ、改正後においては、管理栄養士養成施設卒業者については、栄養士免許の取得が不要となりました。このことにより、栄養士免許を取得せずとも管理栄養士となることが可能となったことから、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」に定める要件として、栄養士を配置することを求めていたところ、今後は栄養士免許を有さない管理栄養士を配置した場合についても、同要件を満たすことができるように改正を行うものです。

次に1枚目の議案書をご覧ください。第13号議案「豊能町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例改正の件」でございます。提案理由は先ほど説明した通りです。続いて2枚目の改正案文をご覧ください。条例第17条第1項第2号中、「栄養士」の次に、「又は管理栄養士」を加えるものです。また、附則において条例の施行期日を令和7年4月1日いたします。続いて3枚目の新旧対照表は、参考資料としてご覧ください。説明は以上でございます。ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

【教育長】

説明ありがとうございます。質問等ありますでしょうか。それでは質疑を終結いたします。採決をとります。第13号議案「豊能町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例改正の件」につきまして、賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって第 13 号議案は可決されました。

本日の審議は以上です。続きまして、各課の報告に移ります。まずは私から、前回の教育委員会会議から今回までの間で、教育委員の皆さんに研修会へ参加いただきましたので、その報告をさせていただきます。1 月 27 日（月）には、大阪府の市町村教育委員会研修会がございまして、私と小松委員と坂口委員が参加をしました。2 月 10 日（月）に実施されました地区の教育長協議会の研修会につきましては、増田委員、坂口委員、小松委員の 3 名の参加でした。どうもありがとうございました。また今後ともよろしくお願いいたします。それでは各課の報告よろしく願いいたします。

【こども未来部長】

- ・令和 7 年度の当初予算の主な事業について

【こども育成課長】

- ・第 3 期豊能町子ども・子育て支援事業計画の策定について

【生涯学習課長】

- ・イベント関係について

【教育長】

それでは以上で本日の議事は全て終了します。次に 3 月の教育委員会会議の日程ですが 3 月 19 日（水）、開始時刻が少し早まっております、午後 1 時から予定しております。どうかよろしくお願いいたします。以上をもちまして、第 11 回豊能町教育委員会会議 2 月定例会を閉会いたします。本日はお疲れ様でした。ご意見いただきありがとうございました。

閉会 午後 3 時 10 分